変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧(訪問看護・介護予防訪問看護)

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

		に関す 変更	●印は、加算をとる場合に必要となる書類 (1 - 事業所に関する変更 運営規程									加昇かとれなくなる場合は不要) 					休止	再開	廃」
変更があった事項 チェッ ク 提出書類	法人の名称・所在地・代表者	は人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	世常日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	看護体制強化加算	・ターミナルケア加算(介護給付)・特別管理体制・緊急時訪問看護加算	サービス提供体制強化加算	中山間地域の小規模事業所	定期巡回・随時対応型訪看連携	休止	休止から再開	事業の廃止
変更届出書(様式第4)	O 注7	0	0	0	O 注7	0	O 注8	0	O 注1	0	0					0		0	
法人の登記事項証明書の写し	0				Æ,		Æ0		72.1										
事業所一覧	O 注2	O 注2																	
運営規程の新旧対照表(参考様式10)						0	0	0	O 注1	0	0					0		Δ	
運営規程						0	0	0	O 注1	0	0					0		0	
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」(参考様式1) 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職 種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を配 載					O 注3 注4			0	O 注1									0	
関係法令を遵守する旨の誓約書(参考様式7)					O 注4														
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し 等の雇用関係がわかるもの					O 注4														
資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍 抄本等の確認ができる書類を添付) 【合格証書は不可】					O 注4				O 注1										
- 事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付) - 主たる場所の写真				0			0												
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの (不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写 し等)				O 注5			0												
介護給付費算定に係る届出書(別紙2)												0	0	0	0	0			
介護給付費算定に係る一覧表 (別紙1、別紙1-2) ※変更 部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												0	0	0	0	0			
看護体制強化加算に係る届出書 (別紙8-2)												•							
緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア加 算届出調書(別紙8)													•						
定期巡回・随時対応型訪問看護事業所連携に係る届出書 (別紙14)																•			
サービス提供体制強化加算届出書 (別紙12-2)														•					
サービス提供体制強化加算計算書 (別添4)														● 注9					
中山間地域の小規模事業所(規模) (別添13)															•				
休止届出書 (様式第6)																	O 注6		
- 事業再開に向けての取組状況を記載した書類(任意様式) ・利用者の引継状況が分かる書類(任意様式) ・休止および廃止における警約書(参考様式13) ・職員の募集広告等																	O 注6		
再開届出書(様式第5)																		0	
廃止届出書(様式第6)																			(
利用者の引継状況が分かる書類(任意様式) 休止および廃止における蓄約書(参考様式13) 指定(更新)通知書の原本																			(

- 注 1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。
- 注2)同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。
- 注3)運営規程に兼務関係の配載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。
- 注4) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。
- 注5) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
- 注6)休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出(最長6か月)であり、状況によっては、休止 届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
- 注7) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず配載してくださ
- 注8)市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。
- 注9) 別添4の作成にあたっては、根拠資料(職員の氏名・入職日等の一覧等)を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、果からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。 ※届出書の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください